

平成26年度

学校教育方針

岬町教育委員会

目 次

はじめに	1
平成26年度教育目標「子どもが輝く岬町の教育」	2
平成26年度重点項目	
I. 学力向上の取組み	
1. 小中学校の教育力の充実	3
(1) 学習指導要領の確実な実施	
(2) 学力向上の取組みと授業改善	
II. 生命と人権の尊重	
1. 障がいのある子どもの自立支援	6
(1) 「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進	
(2) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実	
2. 豊かでたくましい人間性のはぐくみ	7
(1) 心の教育の充実	
(2) キャリア教育の推進	
(3) 人権尊重の教育の推進	
(4) 生徒指導の充実	
III. 地域との連携	
1. 健やかな体のはぐくみ	14
(1) 体力づくりと健康づくりの推進	
2. 安全で安心な学びの場づくり	16
(1) 危機管理体制の確立	
(2) 安全で安心な学校づくり	
3. 地域コミュニティづくりと家庭教育への支援	18
(1) 教育コミュニティづくりの活性化	
(2) 家庭教育支援の充実	
(3) 幼児教育の推進	
IV. 組織体制づくり	
1. 教員の資質向上	20
(1) 教職員の資質向上とサービスの徹底	
2. 学校の組織力向上と開かれた学校づくり	22
(1) 学校運営体制の確立と開かれた学校づくり	
V. 社会教育活動等との連携・文化財の活用	23

資料

1. 岬町人権教育基本方針 24
2. 岬町在日外国人教育に関する指導の指針 26
3. 学校園における個人情報の取り扱いについて 27
4. 町立学校及び幼稚園における
セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する要綱 36
5. 職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応
に関する指針 39

はじめに

岬町の教育は、憲法及び教育基本法をはじめとする教育関係諸法令に基づき、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、心身ともに健康な住民の育成を期して行っている。

教育の推進については、まず教育委員会が自らの役割を明確にし、その責任を果たさなければならぬ。学校は、教育委員会の指導と助言のもと、教職員の衆知を集め、地域住民の期待に応えられる教育を行うよう努力する必要がある。

学校園における教育は、生涯にわたって自己啓発を図り、急激な社会の変化、文化の発展に主体的に対応し得る人間形成の基盤を培うことを目的としている。学校教育においては、みんなが一人ひとりを大切に、「ともに学び ともに育つ」集団の形成と、国際化・情報化など今日的課題を教育内容に定着させることが求められている。それ故に、学校は学習する場であるという本来の意義を認識し、児童生徒の生涯学習の基礎となる、基礎・基本を身につけ、学力向上をめざす知育の充実に努めるとともに、人権尊重の精神に徹しつつ、健全な心身を養い、豊かな個性と創造力を伸長させ、一人ひとりの自己実現を目指すことが重要な課題となっている。

これら課題の解決のために「人権教育」を基幹とし、教育環境の整備充実及び教育内容の精選と指導方法の工夫改善を図るとともに、教職員自らが自己啓発を図り資質の向上に努めることが必要である。

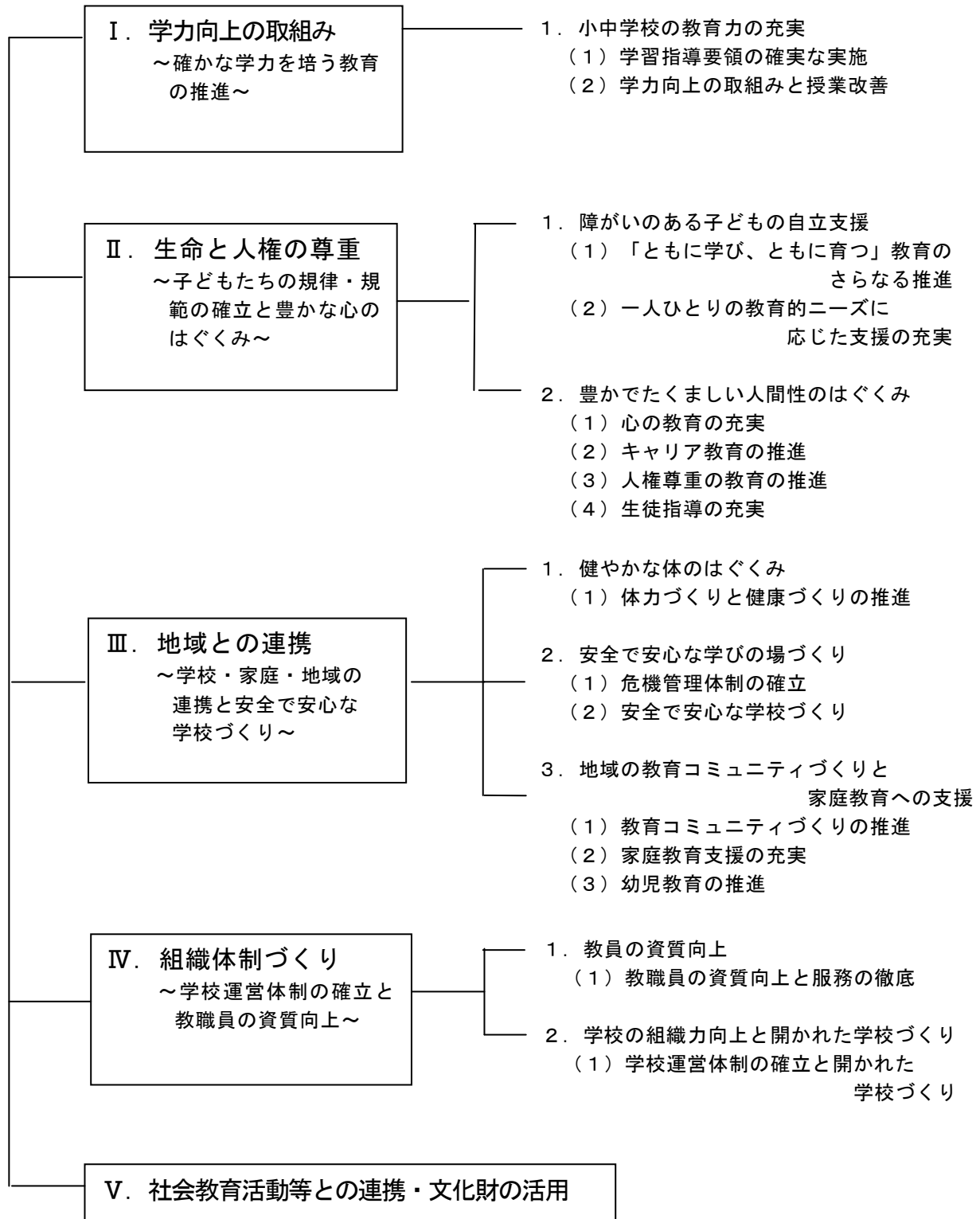
また、学校教育の充実とあいまって、家庭や地域の教育力を高めることが重要である。町教育委員会としては、住民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することのできるよう、環境づくりを図っていく必要がある。

このような様々な教育課題の解決のために、岬町の教育の現状を直視し、豊かな未来を展望しながら、より有効適切な教育行政に格段の努力をするものである。

子どもが輝く岬町の教育

重点目標

重点項目



平成26年度 重点項目

I. 学力向上の取組み

～確かな学力を培う教育の推進～

I-1. 小中学校の教育力の充実

【学習指導要領の確実な実施】

- ・学習指導要領を踏まえ、地域や学校、児童・生徒の実態を的確に把握し、それをもとに、学校の教育課題を明確にし、教育目標や各教科等の目標を設定する。その際、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うよう努める。

【学力向上の取組みの充実】

- ・確かな学力の育成に当たっては、その目標を実現するよう指導計画を立て、取組みを進めるとともに、児童・生徒の学習の状況を詳細に把握し、その成果と課題を明確にしながら取組みを進め、改善を図るPDCAサイクルを確実に機能させる。

【学習評価の改善】

- ・中学校においては、大阪府公立高等学校入学者選抜制度の調査書の変更にともない、目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）の説明責任がより求められることを踏まえ、府作成の資料等を活用し、学習評価の妥当性・信頼性を高める取組みを行う。

【参考資料】

「中学校における学習評価に関する参考資料」（平成25年7月）

【英語教育の充実】

- ・義務教育終了段階で、身近な事柄について、英語を使ってコミュニケーションを図ることができる生徒の育成をめざす。

【情報活用力の育成】

- ・目的に応じて情報手段を適切に活用し、必要な情報を収集・判断・処理する等の能力を高める授業や、情報手段の特性や自らの情報活用を評価・改善するための方法等の理解を深める授業を展開するとともに、情報モラルの育成にも努める。

I－1－（1）学習指導要領の確実な実施

- ①「確かな学力」の育成と主体的に学習に取り組む態度を養うため、個に応じた指導を一層推進するとともに、教育効果を高めるため、指導と評価の一体化を図り、目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）を適切に実施する。
- ②年間を通じて、各学年の総授業時数や各教科等の授業時数を適切に確保するため、年間の授業日数や学校行事等を考慮し、授業時数を確保するための改善方策の具体化を行う。
- ③「総合的な学習の時間」については、優れた知識・技能と社会経験を持つ学校外の多様な社会人の積極的な活用に努めるとともに、学校の学びを社会に結びつける学習展開の工夫をする。
- ④国歌「君が代」の指導については、小学校学習指導要領の音楽科において、「いずれの学年においても歌えるよう指導すること」と定められていることを踏まえ、児童の発達段階に即した指導計画を作成し、適切に取り扱われるようにする。
- ⑤「確かな学力」を育み、児童・生徒の情報活用能力（情報リテラシー）の育成を図るため、授業でICTを積極的に活用する。また、教員のICT活用指導力を向上させる。
- ⑥中学校の保健体育における体育分野について、「武道」の指導に当たっては、生徒の技能の段階に応じた指導を行う。
- ⑦中学校部活動については、生徒の自主性・主体性を尊重し、望ましい活動日数・時間を検討し計画的に実施するとともに、地域との連携等を積極的に行う。

【参考資料】

「部活動の位置づけ及び教職員の服務上の取扱いの改訂について」（平成24年8月）

「体罰の禁止及び児童理解に基づく指導の徹底について」

（平成25年3月14日）教委小中第3453号

「運動部活動での指導のガイドラインについて」

（平成25年6月7日）文部科学省通知

I-1-(2) 学力向上の取組みと授業改善

- ①「確かな学力」を育むための授業改善を図るため、府教育委員会が提供している「学習指導ツール」等を活用し、指導方法の工夫改善を図るとともに、児童・生徒、保護者や学校協議会委員などによる授業評価を通じた授業改善のシステムづくりに努め、授業公開等による授業研究会を積極的に行う。

【参考資料】

- 「学校改善のためのガイドライン」（平成 20 年 2 月）
- 「学習指導ツール」（平成 20, 21, 22 年）
- 「反復学習メソッド」（平成 20 年）
- 「保護者・地域とはぐくむ大阪の子どもたちの学力 Part 1～3」（平成 20 年 12 月）
- 「確かな学力をはぐくむ 1. 2. 3（DVD）」（平成 21. 22. 23 年 3 月）
- 「学びを創る 10 のアイデア（リーフレット）」（平成 21 年 3 月）
- 「大阪の授業 STANDARD」（平成 24 年 5 月）
- 「校内研修の栞」（平成 25 年 3 月）
- 「よりよい授業をつくるために」
（平成 16～17 年度「授業評価システム」推進事業報告集）

- ②「全国学力・学習状況調査」の結果から、自学自習力の育成と家庭学習習慣の定着と図るため、保護者・地域と連携して放課後などを活用した多様な学習機会の工夫・改善を行う。

- ③習熟度別指導を含めた少人数授業など指導の推進を図り、児童・生徒の学習達成度を把握する中で、その指導の効果測定に努め、指導方法の工夫・改善を図る。

- ④幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、支援学校など、異なる校種間での交流、指導方法の工夫・改善等についての教職員の連携を行う。

- ⑤小学校外国語活動及び中学校外国語（英語）の充実を図るため、ALT を有効に活用するとともに、小学校外国語活動では、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努め、中学校における外国語（英語）は、小学校外国語活動との円滑な接続に留意し、学年や単元の到達目標を明確にし、学んだ英語を実際に活用する場面を設定するなど言語活動の充実を図る。また、文部科学省作成教材「Hi, Friends!」及び岬町作成の「小学校外国語活動指導案」を活用する。

【参考資料】

- 「英語を使う なにわっ子育成プログラム」（平成 25 年 8 月）

- ⑥個に応じたきめ細かな学習指導、生徒指導、進路指導を一層推進するため、小・中学校間における教員の異動・兼務等による「小・中学校間いきいきスクール」を促進し、小・中学校 9 年間を見通した指導の一貫性や系統性をもたせ、円滑な接続を図る。

Ⅱ. 生命と人権の尊重

～子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ～

Ⅱ－１. 障がいのある子どもの自立支援

【「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進】

- ・「ともに学び、ともに育つ」教育を継承・発展させ、支援教育の推進においては、全教職員の共通理解のもと、発達障がいのある全ての子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を効果的に行う。また、「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり・集団づくりをすすめ、全ての幼児・児童・生徒、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育の理解啓発を一層推進する。

Ⅱ－１－（１）「ともに学び、ともに育つ教育」のさらなる推進

- ①障がいのある幼児・児童・生徒の指導・支援等に関する様々な課題に対応できるよう、校内研修を充実させ、教職員の資質向上を図る。
【参考資料】
『『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために』（平成25年3月改訂）
「体罰防止マニュアル（改訂版）」（平成19年11月）
- ②交流及び共同学習が更に充実し、相互理解がより一層進むよう、支援学級の学校における位置付け及び教室配置、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導内容等について、不断の点検・見直しを行う。
- ③支援学校リーディングスタッフによる巡回相談及び岬町リーディングチーム、各校支援教育コーディネーターを活用し、全ての教職員への支援教育に対する理解・啓発に努める。

Ⅱ－１－（２）一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実

- ①障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や、乳幼児期から学校卒業後までを見通した一貫した支援が計画的、組織的に行われるよう、「個別の教育支援計画」【岬町「個別の教育支援計画」（『すこやかファイル』）】及び「個別の指導計画」を作成し、効果的に活用する。また、作成・活用においては、本人や保護者の参画のもと、「校内で共有を図るとともに、校種間はもとより福祉・医療・労働等の関係機関との連携を促進し、定期的に評価・点検・見直しを実施することにより、内容の充実を図る。
- ②通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒の指導においては、積極的にユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組む等、全校的な支援体制のもと、組織的に教育活動を展開するとともに、通級指導教室における教育の一層の充実に努める。

Ⅱ－２．豊かでたくましい人間性のはぐくみ

【心の教育の充実】

- ・児童・生徒の豊かな人間性を育むため、人間尊重の精神や生命及び自然を尊重する精神、自らを律し他人を思いやる心、規範意識、公共の精神、社会の形成に参画する態度などを養う取組みや、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に貢献する態度を養うなど、平和で民主的な国家及び社会の形成者としての自覚や忍耐力・責任感を育てる取組みを進める。

【キャリア教育の推進】

- ・児童・生徒が目標を持ち、志を立て、よりよい社会を創っていかうとする態度を養うとともに、自己の可能性を伸ばし、自らの人生や新しい社会を切り拓くために必要な能力の育成に努める。
- ・児童・生徒が、望ましい勤労観・職業観を育み、将来社会人として自立し、主体的に進路を選択できるよう、教育活動全体を通じて、小学校段階から児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育を系統的に行う。

【参考資料】

「夢や志をはぐくむ教育」（平成 22 年 3 月、平成 23 年 3 月）

「大阪府キャリア教育プログラム」（平成 23 年 3 月）

【人権尊重教育の推進】

- ・人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、子ども、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進する。また、児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざす。
- ・支援を要する幼児・児童・生徒に対する指導等に当たっては、人権尊重の視点に立って、各学校が組織的に対応する。
- ・教職経験年数の少ない教職員に人権教育の成果を継承できるよう研修に努める。

【参考資料】

「教職員人権研修ハンドブック」（平成 25 年 12 月改訂）

【読書活動の推進】

- ・読書は感性を磨き、表現力を高めるなど「生きる力」を育むには重要であり、子どもの発達段階に応じた読書活動を一層推進する。
- ・就学前の子どもの保護者への啓発、公立図書館やボランティアと学校との連携、学校図書館の活用等、乳幼児期から発達段階に応じた本と接することができるような読書環境の充実を図る。

【いじめの防止】

- ・ いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題であり、児童・生徒が自ら尊い命を絶つ可能性もある深刻な問題である。学校においては、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月 28 日施行）や「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定）の趣旨を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定し「いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識した上で、常に、いじめの実態を的確に把握し、未然防止、早期発見に努めるとともに、生じたいじめに対しては、事実を正確に把握した上で、迅速かつ適切に対応する。
- ・ いじめを認知した際には、町教育委員会へ速やかに報告するとともに、「問題行動への対応チャート」（平成 25 年 8 月府教育委員会）の積極的な活用により、事象のレベルに応じて毅然とした対応を行い、関係機関やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門家との連携を行うなど組織的な対応を図る。
- ・ 障がいのある児童・生徒に対するいじめ等の人権侵害事象が生起していることを踏まえ、人権教育を基盤として、障がい者理解教育、支援教育などの活動が、障がいのある児童・生徒をはじめ、全ての児童・生徒の信頼関係を育む取組みとなっているか点検する。
- ・ 児童・生徒が相談しやすい体制を構築するとともに、児童・生徒自らでいじめを乗り越える力を引き出すこと（エンパワメント）と集団づくりに努める。
- ・ 近年、増加傾向にある携帯電話等を活用したネット上への誹謗中傷の書き込み等の課題解決に対しては、児童・生徒への指導に加え、保護者への啓発活動等を行うとともに、必要に応じて「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」と連携し対応する。

【問題行動への対応】

- ・ いじめ等問題行動への対応については、「問題行動への対応チャート」（平成 25 年 8 月府教育委員会）の積極的な活用により、問題行動のレベルに応じて責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図りながら、全ての児童・生徒に対し社会的資質や行動力を高める指導や援助が必要である。そのために、児童・生徒との信頼関係を築くとともに、全教職員が一致協力した生徒指導体制のもと、児童・生徒の自己指導能力の育成を図る取組みを進める。
- ・ 暴力行為の減少には、児童・生徒の規範意識の向上を図る取組みや、毅然とした生徒指導を行い、状況に応じて、校種間や関係機関等とのネットワークを活用した取組みを推進する。

【不登校児童・生徒への支援】

- ・ 不登校が長期化している児童・生徒への支援とともに、特に中学校 1 年生で増加する不登校の未然防止に取り組む。
- ・ 不登校支援については、未然防止、早期発見、早期対応に努める。その際、スクールカウンセラーなどを活用し、相談体制の充実を図るとともに、継続的な支援を推進する。とりわけ、中学校 3 年時に長期にわたり不登校状態にある生徒の主体的な進路選択への支援に努める。
- ・ 児童・生徒を取り巻く環境の改善に支援が必要な場合等は、スクールソーシャルワーカー等を活用し、福祉機関等との連携を図る。

【国旗・国歌の指導】

- ・入学式・卒業式においては、学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるという意義を踏まえ、学習指導要領に基づき、国旗掲揚、国歌斉唱が適切に実施されるよう指導の徹底を図る。その際、「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」の趣旨を踏まえ、教員は教育公務員として府民の信頼に応える責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱する。

Ⅱ－２－（１）心の教育の充実

- ①道徳教育については、学校の教育活動全体を通じて、計画的、発展的に行い、児童・生徒の豊かな人間性の育成に努める。特に、「道徳の時間」の指導時間数の確保に努めるとともに、その特質を十分に理解し、児童・生徒が道徳的価値及び自己や人間としての生き方の自覚が深められるようにする。

【参考資料】

「夢や志をはぐくむ教育」（平成 22 年 3 月・平成 23 年 3 月）

「大切なところ」を見つめ直して～「こころの再生」府民運動～（平成 26 年 3 月）

- ②学校が一体となって道徳教育を進めるため、道徳教育の方針を明確に示すとともに、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築する。また、道徳教育の全体計画及び「道徳の時間」の年間指導計画については、全教師が協力して作成し、共通理解が深められるよう努めるとともに、作成に当たっては、児童・生徒や学校及び地域の実態、学校の特色などを考慮し、重点事項を定めるとともに、「道徳の時間」と各教科等の内容及び時期の関連が明確になるよう工夫する。
- ③「道徳の時間」の授業公開や地域の人々の参画などによって、家庭や地域社会と一体となった取組みを推進する。
- ④「私たちの道徳」（「心のノート」改訂版）については、「道徳の時間」をはじめとして、学校の教育活動全体を通じて活用するとともに、家庭での生活や学校と家庭との連携、地域での活動等に際しても活用する。また、小学校においては、市販の道徳の副読本も活用する。
- ⑤生命の尊さに気づき、思いやりの心や将来への夢や志を育み、自他の人権を守ろうとする意識・態度と豊かな人間性や社会性を身に付けることと、「生命を大切にする」「思いやる」「感謝する」「努力する」「ルールやマナーを守る」など、「こころの再生」府民運動の趣旨に即した心の育成を推進する。
- ⑥児童・生徒が福祉の意味や役割についての理解を深めるため、障がい者や高齢者との出会いや体験活動等を通じて、身近にいる障がいのある仲間や高齢者への思いやりにつなげるなどの福祉教育の推進を図る。

【参考資料】 「ぬくもり」（平成 22 年 3 月）

- ⑦学校図書館及び「岬町図書管理システム」を積極的に活用し、児童・生徒の読書活動を一層推進する。また、「3つの朝運動」の一つである朝の読書活動について、学校全体で積極的に取り組み、児童・生徒が読書習慣を身に付けられるようにする。
- ⑧環境の保全や地球規模で生じている環境問題の解決及び持続可能な社会の実現に向けて、主体的に行動する意欲や態度を育むため、全ての教科等において横断的、総合的に環境教育を推進する。
- ⑨国際化が進展する中であって、自国の歴史や文化・伝統に誇りを持ち、諸外国の異なる文化や習慣等について理解を深め、互いに違いを認め合い、共に生きていく力や自分の意思を表現できる基礎的な能力の育成に努める。
- ⑩大阪府教育委員会が策定した「平和教育基本方針」を踏まえ、生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて適切に指導するとともに、児童・生徒が国際社会に貢献できる資質と態度を身に付けられるようにする。

【参考資料】 「平和教育に関する事例集」（平成15年3月）

Ⅱ-2-(2) キャリア教育の推進

- ①キャリア教育については、義務教育から高等学校教育への連続性も視野に入れ推進するとともに、教育活動全体を通じて、キャリア教育の視点で学校教育活動を充実させるようにする。そのため、小中一貫した「めざす子ども像」及び全体指導計画を作成する。

【参考資料】

「大阪府キャリア教育プログラム」（平成23年3月）

「キャリア教育の進め方サポートブック」（平成24年3月）

- ②小学校においては、児童が自らの生き方についての夢や希望を育むことができるよう豊かな人間性を培うため、体験活動も積極的に取り入れ、自信や自己有用感を持つことができるよう指導する。また、希望を持って中学校へ進学できるよう、小・中学校の連携を一層推進するとともに、児童・保護者に中学校に関する情報を提供するようにする。
- ③進路指導に当たっては、生徒が自ら生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択決定できる能力・態度を身に付けることができるよう指導するとともに、各学年の活動の関連性や系統性を踏まえた年間指導計画を作成する。また、進学や就職に関する情報の収集・提供に努め、学校におけるガイダンス機能の充実を図るとともに、高等学校での中途退学を防止する観点からも、高等学校との連携を一層図る。卒業時の進路未定であった者に関しては、進路指導の重要な課題として、次年度の取組みに反映させる。

【参考資料】 「中学校進路指導のための資料 第47集」（毎年度）

- ④高等学校等への進学指導に当たって、生徒の能力や興味・関心、将来への進路希望等を十分に踏まえ、生徒が将来を展望し、主体的に進路選択できるよう指導する。

【参考資料】 「大阪府公立高等学校・支援学校検索ナビ「咲くナビ」

<http://www.schoolnavi.osaka-c.ed.jp/>

- ⑤障がいのある児童・生徒の卒業後の進路については、高等学校や支援学校に加え、知的障がいのある生徒が高等学校で学ぶ「知的障がい生徒自立支援コース」及び「共生推進教室」や「職業学科を設置する知的障がい高等支援学校」等、幅広い進路選択が可能であることから、その内容が生徒・保護者に十分に伝わるよう、早い時期から、様々な機会を通じて、適切な説明や情報提供を行う。
- ⑥生徒が経済的理由により大学進学等を断念することなく、自らの能力や適性等に合った進路を主体的に選択できるよう、教職員自らが奨学金制度等の理解に努めるとともに、生徒及び保護者に対しては、奨学金制度の趣旨や目的等について理解させ、返還に対する意義と責任等についても自覚するよう指導する。

Ⅱ－２－（３）人権尊重の教育の推進

- ①人権教育推進計画の作成に当たっては、幼児・児童・生徒の実態を踏まえ、発達段階に即した体系的なものとなるよう留意するとともに、岬町教育委員会作成の「ふるさと岬」教材集の積極的な活用を図る。また、幼少期から生命の尊さに気づかせ、お互いを大切にす態度や人格の育成等をめざす人権基礎教育に取り組む。

【参考資料】

- 「人権教育教材集・資料」（平成 23 年 4 月）・「同教員用手引き」（平成 24 年 3 月）
「にんげん：ひとシリーズ（人権教育副読本）」（平成 14 年 9 月）
「人権教育のための資料 1～9」（平成 11 年 3 月～21 年）
「人権基礎教育指導事例集」（平成 16 年 3 月）
「OSAKA 人権教育 ABC part 1～5」（平成 19 年 3 月～）
- ③「大阪府同和対策審議会答申」（平成 13 年 9 月）及び、「同和問題の早期解決に向けて」（平成 14 年 10 月教育長通知）の趣旨を踏まえ、これまでの同和教育の経験や成果を生かし、同和問題をはじめとする、様々な人権問題の解決に向けて、人権教育を推進し、課題を有する子どもたちに対する人権尊重の視点に立った取組みを進めるとともに、同和問題の早期解決に向けて、人権教育の一環としての同和教育の推進に努める。
- ④人権教育の推進に当たっては、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人等の様々な人権問題の解決に向け、課題別担当者の明確化を図るなど、校内推進体制を確立するとともに、人権尊重の理念を学校運営に反映させる。また、学校教育に活用できる施設として大阪人権博物館（リバティおおさか）の活用に努める。
- ⑤障がい者の人権が尊重される教育を推進するため、障がいについての理解を深める教育を系統的に実施するとともに、障がいのある幼児・児童・生徒の自尊感情や自己肯定感を育み、自ら取り巻く人間関係を豊かに構築していくことができるよう指導する。

【参考資料】

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年 6 月）
『『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために』（平成 25 年 3 月改訂）
「精神障がいについての理解を深めるために」（平成 20 年 5 月改訂）

- ⑥「岬町在日外国人教育に関する指導の指針」に基づき、在日韓国・朝鮮人の幼児・児童・生徒が、自らの誇りと自覚を高め、本名を使用できる環境の醸成に努める。また、日本語指導を必要とする海外から帰国及び渡日した児童・生徒については、校内の受入・指導体制の充実を図る。

【参考資料】

「互いに違いを認め合い、共に学ぶ学校を築いていくために―本名指導の手引き―」
(平成 25 年 3 月修正)

「在日外国人教育のための資料集 (DVD)」(平成 22 年 3 月)

「帰国・渡日児童生徒の受入マニュアル」(平成 22 年 3 月)

「日本語支援アイデア集」(平成 23 年 3 月)

- ⑦男女平等教育の推進に当たっては、全ての教育活動において、男女の人権を尊重し、固定的な性別役割分担意識が影響を及ぼすことがないように配慮する。

【参考資料】

「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」(平成 15 年 7 月)

「児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について」

(平成 22 年 4 月) 文部科学省

- ⑧教職経験の少ない教職員に人権教育の経験や成果を継承できるよう研修に努める。

【参考資料】

「教職員人権研修ハンドブック」(平成 25 年 12 月改訂)

- ⑨児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントは、「町立学校及び幼稚園におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止に関する要綱」(岬町教育委員会平成 13 年 10 月)に基づき、重大な人権侵害であることを十分認識し、セクシュアル・ハラスメントの未然防止に向けた学校体制を確立する。また、市町村及び各学校の相談窓口や、府教育センターの「すこやか教育相談」、民間支援機関と連携した「被害者救済システム」等の相談窓口を児童・生徒・保護者及び教職員に周知する。

【参考資料】

「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」
(平成 20 年 3 月改訂)

「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために
QA集」(平成 15 年 3 月)

「児童生徒及び職員定期健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の
防止について」(平成 22 年 12 月 28 日改訂)

「障がいのある児童・生徒の指導や介助方法における留意点」(平成 22 年 11 月)

Ⅱ-2-(4) 生徒指導の充実

- ①いじめの未然防止、早期解決については、日常より子ども理解に努めるとともに、子どもの不安や多様な悩みをしっかりと受け止められるよう、アンケート調査を複数回実施した上で、個別面談、個人ノートや生活ノート等の活用など、実情に応じていじめの実態把握に努めるとともに、各校における教育相談体制の充実及び「すこやか教育相談 24」等の相談窓口の周知を図る。

【参考資料】

「いじめ対応プログラム実践事例集」（平成 20 年 7 月）

「いじめ対応プログラム指導案集」（平成 23 年 7 月）

<http://www.pref.osaka.jp/jidoseitoshien/ijime/>

- ②大阪府内において、障がいのある幼児・児童・生徒に対する人権侵害事象やいじめなどの事例が生起していることを踏まえ、教職員研修等により、教職員の人権感覚を一層磨き、人権意識を高揚するとともに、校内組織体制を整備して、障がいについての理解を深める教育や集団づくりの一層の充実等、人権が尊重された教育の推進に努める。

【参考資料】

「学校における人権教育推進のための事例集」（平成 14 年 11 月）

「学校における人権教育推進のための資料集」（平成 23 年 4 月）

「いじめ対応プログラムⅠ、Ⅱ」（平成 19 年 6 月、8 月）

- ③携帯電話への過度な依存を防止するため、小・中学校への児童・生徒の携帯電話の持ち込みについては原則禁止とする。また、家庭でのルールづくりなど保護者への啓発及び被害・加害から児童・生徒を守るための支援体制の確立を図るとともに、児童・生徒に携帯電話の危険性を認識させ、自ら対処できるよう指導に努める。

【参考資料】

「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム（追加資料）」

（平成 25 年 3 月改訂）

- ④「児童の権利に関する条約」及び「大阪府子ども条例」の趣旨を教育内容及び指導に反映させるとともに、児童・生徒の意見を受け止め、各学校の実情に応じた適切な指導を行うとともに、児童会・生徒会等を通じて子どもの自主活動を推進する。

- ⑤暴力行為等問題行動の未然防止及び早期発見、再発防止を図るため、小学校においては非行防止教室等を活用した規範意識の醸成や、担任が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応する体制を整える。また、中学校においては、自己指導能力の育成に力点を置いたコーディネート機能の向上に努める。さらに、スクールソーシャルワーカー等の専門家とも協働した家庭・地域との連携、子ども家庭センターや警察、少年サポートセンター等の関係機関との連携ネットワークの構築など、チーム支援の充実に取り組む。

【参考資料】

「問題行動への対応チャート」（平成 25 年 8 月）

「いじめ対応マニュアル（いじめ対応プログラム補助資料）」（平成 24 年 12 月）

- ⑥不登校の未然防止のため、日頃から児童・生徒の状況の把握に努めるとともに、「岬町月別問題行動調査」における個票及び長期欠席・不登校 I S P シート（平成 23 年 6 月大阪府教育委員会）を活用し、児童・生徒が欠席しがちになった時は、機を逸することなく家庭訪問を行うなど、きめ細やかで適切な対応を図る。また、校内ケース会議等において児童・生徒の状況を十分に把握し、チームによる支援体制を整えるようにする。

Ⅲ. 地域との連携

～学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり～

Ⅲ－１. 健やかな体のはぐくみ

【薬物乱用防止の取組み】

- ・ 覚せい剤・大麻等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付けるとともに、指導計画を策定し、授業をはじめ、学校教育活動全体を通じて取り組む。
- ・ 中学校においては、学校薬剤師や警察官等の専門家などによる薬物乱用防止教室を年1回以上開催するとともに「大阪府薬物の濫用防止に関する条例」（平成24年12月1日施行）を踏まえ、「違法ドラッグ」の危険性についても理解するよう指導する。

【体力づくりの取組み】

- ・ 子どもの体力・運動能力は回復傾向にあるものの依然として低水準にあり、特に運動する子としない子の二極化が顕著である。そのため、学校における体育活動を活性化する取組みを行い、児童・生徒の運動習慣を育み、体力づくりを図る。

【食に関する指導の充実】

- ・ 栄養教諭を活用し、食に関する指導の積極的な取組みを図る。

【参考資料】

「食に関する指導の手引」（平成22年3月）文部科学省

「おおさか食育ハンドブック」

（平成22年3月）おおさか食育ハンドブック作成委員会

【生活習慣の確立】

- ・ 学校・家庭・地域及び関係機関が連携して「3つの朝運動」（朝食・あいさつ・朝読書）等を行うことにより、望ましい食習慣の形成をはじめ、就寝・起床時間、家庭学習等、子どもたちの生活リズムの確立・向上に向けた取組みを推進する。

Ⅲ－１－（１）体力づくりと健康づくりの推進

- ①喫煙・飲酒・覚せい剤等薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付けるとともに、指導計画を策定し、授業をはじめ、学校教育活動全体を通じて取り組む。その際、小学校においては、関係諸機関と連携しての非行防止教室を開催し、喫煙防止等の指導を実施する。

- ②各小中学校において「体力づくり推進計画」の策定に努め、P D C Aサイクルに基づく体力づくりの推進を図る。そのため、「新体力テスト」等を活用し、結果を分析することにより、児童・生徒の体力の状況を把握するとともに、体育の授業・運動部活動の充実を図り、学校全体で体育活動を活性化する取組みを推進する。

【参考資料】

- 「チャレンジ おおさか なわとびカード」(平成 21 年 9 月)
「体力向上にかかる実践事例集」(平成 22 年 3 月)
「体力向上支援プログラム『おおさかプログラム』」(平成 25 年 3 月)

- ③調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠といった「健康 3 原則」の理念に基づき、児童・生徒が自ら健康を保持推進していくことができる実践力を身に付けるための健康教育の充実を図る。また、健康教育及び体力づくりの推進に当たっては、家庭や地域との連携を図るとともに「学校保健委員会」の活用を図る。

- ④食に関する指導については、各校で「食に関する指導の全体計画」を作成し、推進するための組織を明確にするなど校内体制を整備し、学校教育活動全体を通して実施する。また、学校・家庭・地域が連携した取組みを推進するとともに、全教職員が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度の育成を図る。とりわけ、栄養教諭においては、専門性を生かし、各校での学校給食を活用した指導や各教科、道徳、「総合的な学習の時間」等における「食に関する指導」の積極的な取組みを推進する。

【参考資料】

- 「食に関する指導の手引―第一次改訂版―」文部科学省(平成 22 年 3 月)
「食生活を考えよう 体も心も元気な毎日のために」(平成 21 年 3 月)文部科学省
「おおさか食育ハンドブック」
(平成 22 年 3 月)おおさか食育ハンドブック作成委員会

- ⑤学校保健安全法に基づき、学校保健計画を策定する。その際、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等を踏まえ、具体的な実施計画とする。

- ⑥性に関する指導及びエイズ教育を推進する際には、児童・生徒等の発達段階を踏まえ、実態に応じた指導が必要であることから、全教職員の共通理解のもと校内体制を整えるとともに、保護者の理解を得て集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、指導の充実を図る。

【参考資料】

- 「性教育指導事例集」(平成 15 年 3 月)

- ⑦食物アレルギー等を有する幼児・児童・生徒に対しては、校園長、学級担任、養護教諭、栄養教諭、学校医等による指導体制を整備し、保護者や主治医との連携を図りつつ、可能な限り、個々の状況に応じた対応に努める。

Ⅲ－２．安全で安心な学びの場づくり

【生命尊重の取組み】

- ・全国的に児童・生徒の自殺、児童・生徒による犯罪や事件、及び児童・生徒が被害者となる事件・事故など、重篤な事象が生起していることを踏まえ、児童・生徒が自ら命を絶ったり、犯罪の被害者や加害者になったりすることのないよう、あらゆる教育活動を通じて、児童・生徒相互が気持ちを伝え合う環境を醸成するとともに、互いに違いを認め合い、「命を大切に作る心」や自尊感情を育てる人権教育について、計画的・総合的に取り組む。

【学校安全の取組み】

- ・幼児・児童・生徒が学校園内外において不審者等から危害を受けることなく安心して生活できるよう、学校園・地域の実情や子どもの実態に応じた適切な対策を行うとともに、「スクールガード・リーダー」及び「学校安全ボランティア」等と連携を図る。

【児童虐待防止の取組み】

- ・教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払い、早期発見、早期対応に努める。特に、早期発見の観点から、欠席が継続している児童・生徒に対して、定期的な安全確認を行うとともに、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても速やかに子ども家庭センター又は岬町しあわせ創造部子育て支援課へ通告し、継続的に支援する。

【参考資料】

「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～」(平成23年3月改訂)

【防災教育の取組み】

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、火災のみならず、学校の実態に応じ、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練を行なうなど、児童・生徒が自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の充実を図る。
- ・防災計画を策定し、日頃から教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図ることや危機管理マニュアルの見直しを行うなど災害に備えた危機管理体制の確立を図る。

【参考資料】

「大阪府津波浸水想定」

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/tsunamishinsuisoutei/>)

「大阪府における防災教育の手引き」(仮称)(平成26年3月発行予定)

「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」

(平成25年3月)文部科学省

「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」

(平成24年3月)文部科学省

Ⅲ－２－（１）危機管理体制の確立

①学校保健安全法に基づき、学校安全計画を策定する。その際、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ、具体的な実施計画とする。また、学校安全活動においては、すべての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を明確にし、学校安全の推進体制を整備する。

②万一の事件・事故などの緊急事態に対処できるよう、学校独自の危機管理マニュアルを作成し、様々な事態を想定した実践的な訓練を実施するなど、危機管理体制を確立する。

【参考資料】

「学校の危機管理マニュアルー子どもから安全を守るためにー」

（平成 16 年 1 月）文部科学省

「不審者侵入防止、侵入時の迅速かつ的確な対応のために」（平成 17 年 3 月）

「子どもの安全確保に関する取組事例集『があど』（平成 16 年 3 月）

「不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアル（参考例）」（平成 15 年 12 月）

③学校教育活動全体を通して保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、感染症・食中毒の予防及び熱中症・アナフェラキシーショック等の事故防止に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行えるよう体制を整える。また、万一の心肺停止に備え、全ての教職員が A E D の使用を含めた心肺蘇生法を習得できるよう救急救命講習を実施する。

【参考資料】

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」

（平成 20 年 3 月）日本学校保健会

Ⅲ－２－（２）安全で安心な学校づくり

①毎月 8 日を「子ども安全デー」として、幼児・児童・生徒が学校園内外において不審者等から危害を受けることなく安心して生活できるよう、「スクールガード・リーダー」及び「学校安全ボランティア」等との連携を図り、「各小学校区地域安全センター」を活用した安全確保のための取組みを推進する。

【参考資料】

「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」

文部科学省（平成 22 年 3 月）

「こどもエンパワメント支援指導事例集」（平成 19 年 3 月）

「危険 いろいろ たまむしハカセの安全教室（安全教育教材ビデオ）」

（平成 15 年 3 月）

Ⅲ－３．地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援

【教育コミュニティづくりの活性化】

- ・子どもたちの「生きる力」を育むとともに、学ぶ力の向上をめざし、「岬町地域教育協議会（すこやかネット）」のこれまでの成果を踏まえ、家庭と地域が一体となって、教育の拠点である学校と協働し、「学校支援地域本部」や「おおさか元気広場」の取組みなどを進めることにより、学校・家庭・地域をつなぎ、地域の大人との「ナナメの関係」の中で子どもたちが健やかに育つ「教育コミュニティ」のさらなる活性化に努める。

【家庭教育支援の充実】

- ・保護者のエンパワメントと身近な地域において家庭教育を支えるネットワークの構築を図るため、家庭教育に関する啓発や学習機会の提供、孤立しがちな保護者への働きかけなどにより、「子どもの学び・育ちの原点」である家庭の教育力の向上に努める。

【幼児教育の推進】

- ・幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期から児童期、青年期へと続く子どもの発達を見通し、子どもの生きる力の基礎を培うため、幼稚園、保育所、学校、家庭、地域の協働による総合的な幼児教育の充実を図る。

【参考資料】 「幼児教育推進指針」（平成 22 年改定）

Ⅲ－３－（１）教育コミュニティづくりの活性化

- ①開かれた学校づくりを推進するため、小・中学校における教育コミュニティづくりの活動拠点整備に努め、これまでに整備した活動拠点「各小学校区地域安全センター」の積極的な活用を図る。
- ②「岬町地域教育協議会（すこやかネット）」に参画し、「ふれあい教育フェスタ」における保・幼・小・中及び関係協力団体との連携した取組みを推進する。

Ⅲ－３－（２）家庭教育支援の充実

- ①将来親となる世代である児童・生徒に対して、地域人材等との効果的な連携を図りながら学校の授業等を活用した親学習を推進する。また、保護者に対しても、家庭教育に関する交流・学習機会を拡充する。

【参考資料】

「『親』をまなぶ・『親』をつたえる」（平成 21 年 3 月増補）

- ②PTA 総会や保護者会等で、保護者・地域との共通理解を深め、子どもの基本的な生活習慣の確立や規範意識の育成に努める。

【参考資料】

「保護者・地域とはぐくむ大阪の子どもたちの学力 Part 1～3」（平成 20 年 12 月）

Ⅲ－３－（３）幼児教育の推進

- ①幼稚園・保育所と小学校との円滑な接続が進むよう、幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえ、幼児と児童の交流だけにとどまらず、幼・保・小学校の合同教職員研修や保育参観、授業参観等を実施し、教育課程、保育課程の相互理解をすすめる。

【参考資料】

「豊かな育ちと学びをつなぐ」（平成 18 年 12 月）

「幼児教育推進指針」（平成 22 年改定）

- ②地域の実情に応じた幼児教育推進のため、「和歌山大学教育学部 附属校・公立学校との連携事業」ならびに日本幼児教育振興會（NPO 法人）の「サントレ」を活用するなどの具体的な取組みを行う。

IV. 組織体制づくり

～学校運営体制の確立と教職員の資質向上～

IV-1. 教員の資質向上

【教職員の組織的・継続的な育成】

- ・校長のリーダーシップのもと、教職員を組織的・継続的に育成することが重要であるため、首席や指導教諭等を活用し、日常的なOJTの推進に努める。また、多くの教職員が退職・採用される状況のもと、これまでの大阪の教育を継承し、様々な教育課題に対応するため、初任者をはじめ教職経験年数の少ない教職員の資質向上を図るとともに首席・指導教諭等を軸に学校運営の中心となるミドルリーダーの育成に努める。

【参考資料】

「初任者育成プログラム」（平成26年3月施行予定）

「次世代を担う教員の育成のために」（平成18年7月）

「次世代の教職員を育てる OJTのすすめ」（平成20年3月）

「ミドルリーダー育成プログラム」（平成22年3月）

「ミドルリーダー育成プログラム実践事例集」

（平成23、24、25年3月 平成26年3月発行予定）

【体罰防止の取組み】

- ・体罰は法的に禁じられているばかりでなく、児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないということを教職員一人ひとりに周知徹底する。

【参考資料】

「体罰防止マニュアル（改訂版）」（平成19年11月）

「不祥事予防に向けて（改訂版）」（平成22年9月）

「子どもを守る被害者救済システム」（平成25年6月改定）

【より適正な教員評価】

- ・「教職員の評価・育成システム」について、教職員の理解を一層深めるとともに、その円滑な実施により教職員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化に努める。授業を行う教員の評価に当たっては、校長が、生徒又は保護者による授業アンケートの結果や教員の授業観察、年間を通じての職務への取組状況の把握を行うことで、より客観性を確保した評価を行うとともに、教員に対する指導育成に努める。

【参考資料】

「教職員の評価・育成システム 手引き」（平成26年3月改定）

「授業アンケートの手引き～『教職員の評価・育成システムで活用するために～』」

（平成26年3月改定）

IV-1-(1) 教職員の資質向上とサービスの徹底

- ①校内研修においては、府教育センター等で実施する研修等を受講した教職員を校内研修の講師として活用して学校全体の教育活動に還元するように努める。
- ②教育公務員特例法第22条第2項に基づく「勤務場所を離れて行う研修（いわゆる承認研修）」については、法の趣旨を踏まえ、研修としてふさわしい内容、意義を有することはもとより、地域住民から十分理解が得られるよう適切な運用を行う。
- ③不祥事の発生を予防し、未然防止を図るため、関係資料を校内研修等において活用するし、一層の服務規律の確保を図る。また、事案が生じた場合には、校長は事実関係を的確に把握し、速やかに教育委員会へ報告するとともに、校内の指導体制を点検し、再発防止に取り組む。また、児童・生徒への体罰、また、痴漢、盗撮、窃盗行為、麻薬・覚せい剤の所持や使用、等を含めた不祥事を発生させた教職員に対しては、「職員の懲戒に関する条例」（大阪府条例）に基づき厳しい処分が行われる旨の周知徹底を図る。
【参考資料】
「不祥事予防に向けて 自己点検《チェックリスト・例》（改訂版）」
（平成22年9月）
「大阪府教育委員会服務指導指針」（平成24年11月26日改正）
「大阪府教育委員会綱紀保持指針」（平成23年10月4日改正）
- ④飲酒運転は絶対に行わないよう、指導の徹底に努める。飲酒運転を行った教員に対しては、「職員の懲戒に関する条例」（大阪府条例）に基づき、懲戒免職又は停職とされるほか、飲酒運転をすることを知りながら飲酒をすすめた教職員や飲酒運転の車に同乗した教職員に対しても、懲戒免職、停職または減給処分されこと、また、飲酒運転を容認・黙認した教職員についても厳しい処分が行われる旨の周知徹底を図る。
- ⑤教職員間のセクシュアル・ハラスメントについては、「町立学校及び幼稚園におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止に関する要綱」（岬町教育委員会平成13年10月）及び「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」（平成11年3月）に基づき、重大な人権侵害であることを十分認識し、セクシュアル・ハラスメントの未然防止に向けた学校体制を確立する。
- ⑥「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」（岬町教育委員会平成22年12月）及び「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」（平成22年3月）の趣旨を踏まえ、パワー・ハラスメントに関する教職員への啓発、研修及び相談体制の整備に努める。
- ⑦「教職員の評価・育成システム」の評価結果については、年度内に開示して、教職員に十分説明することはもとより、育成の観点から、次年度に向けた動機付けとなるよう努める。

IV-2. 学校の組織力向上と開かれた学校づくり

【PDCAサイクルに基づく学校経営の推進】

- ・各学校においては、校長のリーダーシップのもと、児童・生徒の実態等を踏まえた実効性のある計画に基づいた教育実践を展開するとともに、教育活動等の自律的・継続的に改善を行うPDCAサイクルに基づいた学校経営の推進に努める。また、学校教育自己診断を活用した自己評価を実施し、学校協議会等を活用した学校関係者評価を推進し、学校運営体制の充実に努める。

IV-2-（1）学校運営体制の確立と開かれた学校づくり

- ①学校運営に当たっては、学校経営方針や教育目標等を教職員に周知し共有化を図るとともに、学校全体として組織的な取組みを推進する。また、校長がリーダーシップを発揮し、地域連携や情報公開、情報管理、危機管理等の様々な課題に対応して、担当者を校務分掌に位置付けるなど、校内組織体制の見直しを図る
- ②学校運営の改善に当たっては、目標の達成度や計画の進捗状況について、自ら点検・評価を行う自己評価に加え、学校関係者評価等により、保護者や地域住民等の意見を生かす。また、学校のめざす目標や教育活動の評価結果等について、学校のWebページ等での公表等、保護者等に対して周知を図る方策を講ずる。
- ③学校運営に学校協議会等委員の意見を反映させるにあたっては、委員が学校の状況を十分に把握することが大切であることから、教育活動・授業等の参観を実施するなど、委員が学校の状況を的確に把握できるような取組みを進める。
- ④個人情報を含む文書や記録媒体の取扱いについては、「学校園における個人情報の取り扱いについて」（岬町教育委員会平成 20 年 3 月）に基づき、適正に行う。また、個人情報を含む文書や記録媒体の保管においては、管理責任を明確にし、適切な管理及び保護に組織的に取り組むとともに、行政文書や個人情報の適切な取扱い、管理・保管についての研修を深め、個人情報保護の重要性について教職員一人ひとりの意識の向上を図る。
- ⑤労働安全衛生法にのっとり、教職員の健康の保持増進と快適な職場環境形成の観点から、労働安全衛生管理体制をより充実させる。

V. 社会教育活動等との連携・文化財の活用

子どもたちの「生きる力」を育むため、社会教育との連携を図りながら、自然体験活動やボランティア活動、ものづくり等子どもの様々な体験活動の推進を図ることが重要である。

また、岬町における文化財は、地域の歴史・文化を正しく理解する上で大変重要な資源であり、子どもたちが地域の文化や伝統について理解しようとする態度を養う礎とするため、積極的な活用と保護ならびに継承に努めることが重要である。

- 子どもの読書活動を推進するため、「岬町図書管理システム」を積極的に活用し、公民館図書室、アップル館、文化センター等との連携を拡充し、子どもの読書環境の改善をすすめる。
- 子どもたちの様々な体験活動の拡充を図るため、岬町文化協会、岬町体育協会、岬町スポーツ少年団、岬町社会福祉協議会及び各地区福祉委員会等との協働・共育を推進する。
- 岬町の伝統や文化を尊重する心を育み、ふるさと「岬」に誇りと愛着が持てる教育の推進を図るため、岬町の有する多様な文化財を地域に根ざした貴重な教育資源として積極的に活用する。また、「岬の歴史館」での歴史・文化学習の実施や岬町教育委員会作成の「ふるさと岬」教材集の活用を図る。

資 料

1. 岬町人権教育基本方針	・ ・ ・ ・	24
2. 岬町在日外国人教育に関する指導の指針	・ ・ ・ ・	26
3. 学校園における個人情報の取り扱いについて	・ ・ ・ ・	27
4. 町立学校及び幼稚園における セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する要綱	・ ・ ・ ・	36
5. 職場における パワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針	・ ・ ・ ・	39

岬町人権教育基本方針

国連は1948年に世界人権宣言を採択して以降、あらゆる差別や人権侵害を全世界からなくすため、国際人権規約をはじめ、「子どもの権利条約」等、人権に関する多くの条約を採択し、人権が尊重される社会の実現に取り組んできた。1994年には国連総会において「人権教育のための国連10年」を決議し、あらゆる人権問題の解決に向けて教育や啓発を推進し、人権という普遍的文化の創造をめざし、2004年12月をもって終了した。その精神は、2005年からの「人権教育のための世界プログラム」に引き継がれ、人権基礎教育推進のため初等教育の充実が提唱されたところである。

わが国は、日本国憲法施行後半世紀、憲法の保障する基本的人権の確立に向け、各種の法律や制度の整備を進め、さまざまな条約を締結するなど、国際社会の一員として、具体的な取り組みを進めてきた。

岬町では1994年に「岬町部落差別撤廃と人権擁護に関する条例」を制定し、人権感覚あふれる町をつくるため、さまざまな取り組みを続けている。また、教育委員会でも1982年「岬町同和教育基本方針」を1993年には「岬町在日外国人教育に関する指導の指針」を策定し人権教育の推進に努めてきた。各学校園においては、これまで地域に根ざした教育内容・方法を創造し創意工夫を凝らした積極的な取り組みを展開している。

しかしながら、わが国固有の人権問題である同和問題は、解決へ向けて進んでいるものの依然として課題が残されている。また、女性、障害者、高齢者、子ども、在日外国人に係る人権問題等、さまざまな人権問題が存在しており、社会の変化とともに新たな人権課題も生まれている。

すべての人々の基本的人権が尊重されることは、民主主義社会の基礎をなすものであり、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、一人ひとり人間としての責任であり義務である。

人権が尊重される町をつくるためには、一人ひとりが生涯を通じて人権の意義やその重要性を理解し、人権尊重の心を育み、態度や行動に結びつけていくことが大切である。

これは、人々のたゆみない努力によって達成されるものであるが、なかでも、その基礎となる教育の果たす役割は大きい。教育は、人間の全面的な発達、すなわち精神、肉体、知性、感性、美的感覚、責任感、道徳観、倫理観のすべての発達に寄与するべきであり、教育のいとなみによって、社会に人権文化を広げようとするものである。

以上の観点に立って、「国際人権規約」及び「子どもの権利条約」、日本国憲法及び教育基本法並びに「人権教育のための国連10年岬町行動計画」等の精神にのっとり、岬町の教育分野において人権教育を推進するための基本方針を次のとおり定める。

1 すべての人が自己実現できる社会をつくる。

① 豊かな人権感覚を育成する。

人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、主体的な思考力、判断力を養い、自らの課題として人権問題の解決に取り組むとともに社会の構成員としての責任を自覚し、豊かな人権感覚を持って行動する民主的な人間の育成をめざして教育のあらゆる場において人権教育を推進する。

② 豊かな人間関係づくりを進める。

一人ひとりの主体的な学習活動を通じて、人と出会いつながるなかで、自己肯定感を高め、仲間への信頼感を深めることができるように人権教育を推進するとともに、すべての人々の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりがはかれるよう人権教育を推進する。

③ 人権尊重の地域社会を築く。

異なった文化、習慣、価値観等を持った人々が、それぞれのアイデンティティーを保ちながら豊かな社会生活を送ることができるよう学校・家庭・地域社会との連携、協働を進めるなかで地域社会における人権教育及び人権学習の充実をはかる。

2 熱意ある人材を育成する。

豊かな人権感覚を持ち、人権問題に関する深い認識とそれに基づいた実践力を身につけた熱意ある人材を育成し、人々の生活のなかに、人権文化を根づかせていく。

本方針の実施に当たっては、教育の主体性を保ち学校と社会教育の連携を図るとともに、関係諸機関及び関係団体とそれぞれの役割を分担しつつ一層連携して推進しなければならない。

2001.11.27

岬町在日外国人教育に関する指導の指針

はじめに

岬町の教育は、岬町教育委員会と学校・園が一致協力し、憲法及び教育基本法をはじめとする教育関係法令に基づいて、民主的で平和な国家・社会の形成者の育成を期して行われてきた。

人権教育は、部落差別など今日の社会に具体的に存在する課題について、児童・生徒の科学的認識を正しく培うと同時に、人の痛みを人間として共感できる感性の育成と、あらゆる差別の解消を求め、主体的に行動できる力の育成をめざして様々な機会と場を捉えて推し進められてきた。

しかしながら、日本に在住する在日外国人に対する民族的偏見や差別意識は、今なおわが国に存在しており、急速に国際化する近年の国内外状況にあつて、この問題の克服をめざす在日外国人教育の推進は、学校における人権教育の重要な課題となつてきている。とりわけ在日韓国・朝鮮人に対する差別や偏見は、わが国と朝鮮半島をめぐる近代以降の歴史的経緯や社会的背景のもとで生み出され、児童・生徒をはじめ、人々の意識や行動様式に影響を与えてきたことを否定できない。差別や偏見が日常的に存在する中では、やむをえず国籍や民族を隠すなど、在日韓国・朝鮮人の子どもたちが自らの民族としての誇りや自覚を身につけることが困難な状況や、進学、就職など進路選択において自己実現が妨げられている状況もある。在日外国人教育の推進にあつては、これらの現実をふまえつつ日本と韓国の歴史的、社会的なつながりの正しい理解と民族的偏見や差別をなくす様々な努力が求められる。

本町においては、在日外国人教育の推進に関わつて以下の事を指導の指針として示し、人権教育の更なる前進を図りたい。

指導の指針

1. すべての児童生徒に対して、諸外国の生活や文化などについて違いを違いとして正しく理解させることを通して、ともに学び、ともに育つ国際理解教育の取り組みを深める。
2. すべての児童生徒に対して、在日外国人児童生徒が日本の学校に在籍している歴史的経緯や社会的背景を正しく認識させるとともに、異文化への理解を深め、在日外国人に対する民族的偏見や差別感を持つことのないよう指導に努める。
3. 在日外国人児童生徒（とりわけ在日韓国・朝鮮人児童生徒）が本名を使用することは、本人のアイデンティティの確立に関わる事柄である。学校においては、すべての人間が互いに認め合い、ともに生きる社会を築くことを目標として、在日外国人児童生徒の実態把握に努め、これらの児童生徒が自らの誇りと自覚を高め、本名を使用できるよう指導に努める。
4. 在日外国人児童生徒が将来の進路を自ら選択し、自己を実現し得るよう、進路指導の充実を図るとともに、関係諸機関との連携を密にし適切な指導に努める。
5. 在日外国人問題の指導の推進を図るため、教職員研修の充実に努める。

1993.11.25 制定

2010.3.23 改正

学校園における個人情報の取り扱いについて

平成20年(2008年)3月

岬町教育委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 学校における個人情報にはどのようなものがあるか	1
3. 個人情報取り扱いの原則	3
4. 問題事象が生起した場合の対応（流れ図）	5
5. 問題事象が生起した場合の対応	6

1. はじめに

最近、パソコンの盗難、コンピューターウイルスの感染、ネットワークへの不正侵入による個人情報等の漏洩が多発しており、大きな社会問題になっている。流出した個人情報、架空請求やストーカー事件に結びつくなど、生命や財産を脅かされ、個人の権利利益が侵害される事例も発生している。

また、個人情報が誤っていたために、名誉や人格が傷つけられることもあり、不当な差別に利用される危険もある。

特に学校においては、教育目標を達成するために、幼児・児童・生徒等の氏名、住所、電話番号、口座番号、成績、健康状態等、非常に多くの個人情報を取り扱っている。

教職員一人ひとりが、個人情報の取得・利用や保管方法など、個人情報の扱い方について正しい知識を身につけ、個人の権利利益の保護に努めなければならない。

個人情報の取り扱いは条例などで収集の制限、利用及び提供の制限、適正な管理について定められ、保護されている。不正に提供した時や、職権を濫用して収集したときは罰則が科せられる。

※ 公務員には職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない守秘義務がある。
(地方公務員法第34条)

2. 学校における個人情報にはどのようなものがあるか

氏名のような、それだけで特定の個人を識別できる情報だけでなく、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、印鑑の印、性別、学籍番号、学校の成績、人物評価のような特定の個人の属性や所有物、関係事実などを表す情報で、それらの情報とその個人の氏名などを照合することで容易に特定の個人を識別することができる情報は、すべて個人情報に該当する。

学校が取り扱う個人情報には、教職員が本人から取得した個人情報のみならず、子どもが以前に在籍していた学校から送付された指導要録の写しなど、学校が第三者から入手したものも含まれることに留意する必要がある。

岬町個人情報保護条例第2条より

個人情報

個人に関する情報であって特定の個人が識別され、または識別され得るものをいう。

※収集した情報だけでは特定の個人を識別できない場合であっても、他の情報を照合することによって、当該児童を識別できれば対象となる場合もある。

学校（園）での個人情報とは・・・

◇名簿に関する書類

- ・指導要録及び写し（様式1 学籍に関する記録） ・幼児・児童・生徒名簿
- ・就学援助関係書類 ・個人調査票 ・緊急連絡網 ・顔写真 ・保険証のコピー
- ・名表(名列) ・住所や電話番号、家庭状況に関する文書
- ・出席簿 ・クラス分けの一覧表 ・クラブ関係の名簿 等

◇成績・指導に関する書類

- ・指導要録及び写し（様式2 指導に関する記録） ・教務必携 ・テスト類
- ・個人の学習作品や自己評価表 ・通知票、成績補助簿 ・指導カルテ
- ・成績基礎資料 ・個人の成績に関する文書類 ・生徒指導に関する文書類 等

◇健康観察に関する書類

- ・健康診断票 ・健康調査書 ・成長の記録簿 ・有疾患者名簿
- ・医療券関係書類 ・スポーツ振興センター関係書類

◇転出入、入学・卒業・進路に関する書類

- ・転入学（園）書類 ・就学(園)者名簿 ・教科用図書給与名簿
- ・園児募集関係書類 ・卒業証書授与台帳（修了証書台帳）
- ・進路指導のための各種資料 等

◇徴収金関係書類

- ・保育料関係機関書類・口座名義・振込依頼書類 ・諸費納入関係書類 等

◇教職員に関する文書

- ・履歴書 ・教職員記録票 ・教職員一覧表 ・職員名簿 ・給与データ
- ・旅費関係書類 ・出勤簿 ・住居・通勤・扶養手当関係書類
- ・評価・育成シート関係書類 等

◇地域・保護者に関する文書

- ・PTA名簿 ・学校協議会委員名簿 ・地域教育協議会委員名簿
- ・体育施設開放委員名簿 ・地域、学生ボランティア関係書類 等

3. 個人情報取り扱いの原則

いつ盗難に遭うかもしれないという危機管理意識のもと、全教職員が個人情報の取り扱い・情報管理について正しい知識を持つこと。

<保管するには>

- ①保管は、施錠できる場所での集中管理が原則
 - 保管について、具体的に校内規定で定め、共通理解を図る
 - ・指導要録等の学校備付表簿の持ち出し厳禁
 - ・テストや成績資料等も、施錠できる場所での保管など注意が必要
 - ・指導上の覚えとして作成する教務必携等の補助簿の取り扱いも要注意

- ②電子データについては、パスワードをかけ、施錠できる場所で厳重に管理する。
 - 学校のサーバーまたは、学校所有の記憶媒体（USBメモリー等）に保存する。
 - 個人用記憶媒体には個人情報は保存しない。
 - 個人用パソコンのハードディスク内に個人情報を保存しない。

- ③保存期間が過ぎたものについては、適切な方法で廃棄する。

<作業中は>

- ①個人情報にかかわる作業中に、やむを得ず席を離れる場合は、そのままにせず一度保管する。
 - 職員室等には、子どもを含め多くの来客があるので、机に出しっぱなしにしない。
 - パソコン作業をしている場合は、一度アプリケーションを終了する。
- ②個人情報にかかわるものは、できるだけ複写しない。
- ③個人情報にかかわる文書作成は、必要最小限にし、必要のないものは、シュレッダー処理するなど、適切に廃棄する。
- ④個人情報を含む電子データ処理は、次の項目に該当するパソコンでは使用しない。
 - ウイルス対策ソフトがインストールされていない。
 - ファイル交換ソフトを使用している。
 - ウイルス定義ファイルの更新やOSのアップデートを行っていない。

<持ち出しは>

■学校備付表簿等については、持ち出しは絶対厳禁！

上記以外の個人情報をやむを得ず持ち出す必要がある場合は、

- ①所属長の許可が必要
- ②必要最小限にする。
 - ・どうしても持ち出しが必要なものだけに厳選する。
 - ・電子データについては、パスワードをかける。
- ③目的地に直行する。
寄り道で、紛失や盗難の危険度は増大する。
- ④常に身につけて
 - ・わずかな時間でも、車に放置するなど、身から離すことは危険。
 - ・USBメモリー等の場合は、紐で首から吊るすなど常に携帯する。
- ⑤持ち帰った先での厳重な保管
家で盗難被害に遭うこともある。

<発信するには>

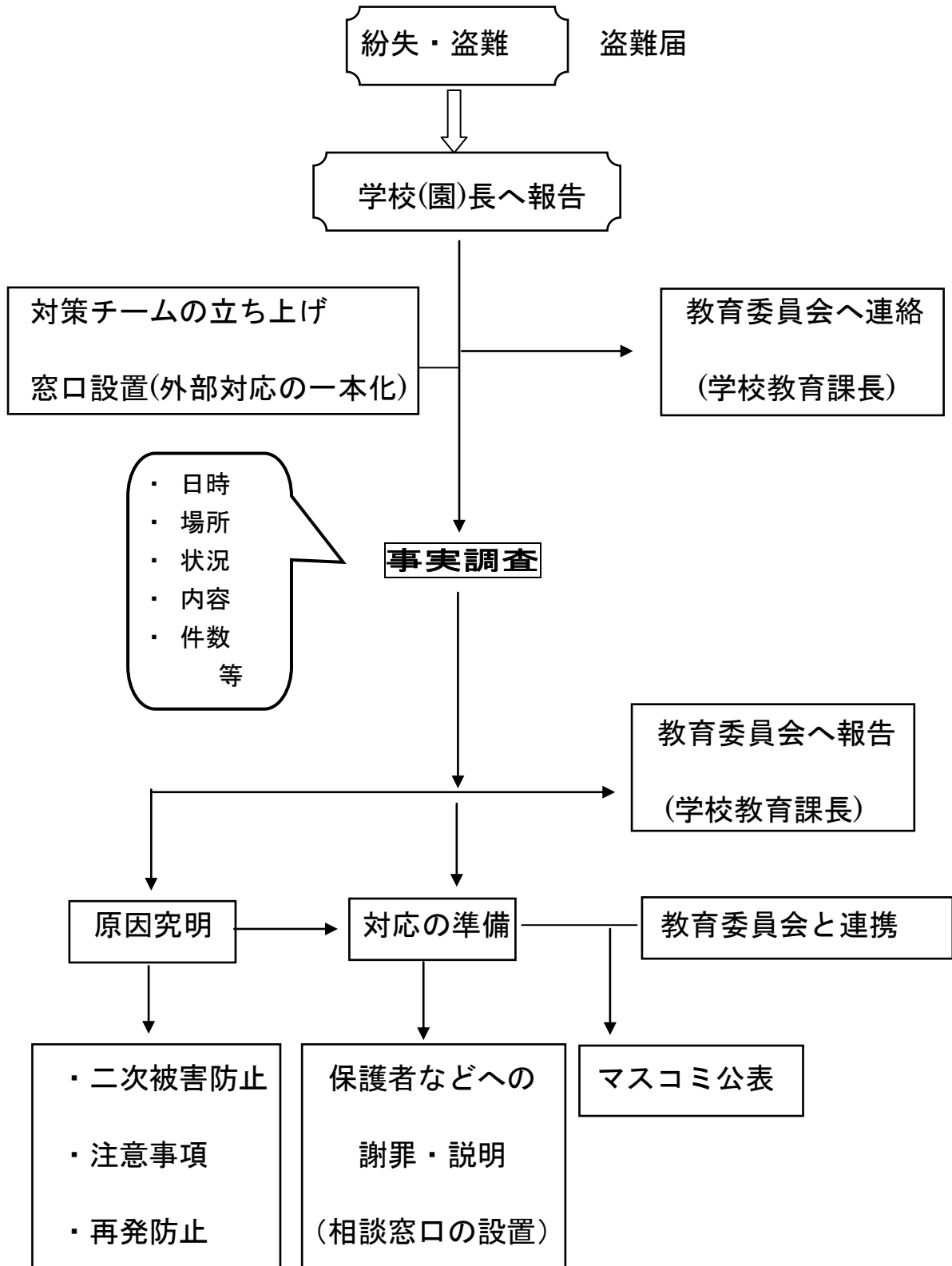
- ①所属長の許可を得る。
- ②個人情報を含む書類等を郵便等で送る場合は、厳封の上、親展扱いにする。
 - 必要最小限にする。
 - 記憶媒体を送る場合は、パスワードをかける。
 - 電子メールで送信する場合は、パスワードをかける。
 - 書類等の重要度によっては、持参する。
- ③個人情報を含む文書は、原則、FAX送信しない。
誤送信のおそれや、相手先でオープンになってしまう。
- ④ホームページへ掲載する場合は、イニシャルにしたり、写真の解像度を落とす等、個人が特定できないようにする。

<個人情報の問い合わせについて>

- ①所属長の判断を仰ぐ。
- ②第三者による個人情報の問い合わせについては、応じない。本人の了解が得られる場合は、この限りではない。
- ③電話による個人情報の問い合わせについても応じない。もし、応じる必要があると判断した場合は、あいての電話番号を確認し、あらためてこちらから連絡をする。

4. 問題が生じた場合の対応

<流れ図>



5. 問題が生じた場合の対応

- 個人情報の紛失は、個人のプライバシーの重大な侵害になる。
- 失われた個人情報の取り扱い方如何によっては、本人の生死にも関わる重大な問題に発展するなど可能性がある。
- 個人情報の紛失は学校・教職員に対する信用を失墜させる。

(1) 発生時の対応

1. 事象の掌握

- 事実関係を整理する。(時間、関係者、被害状況)
- 事象の把握後、速やかに教育委員会(学校教育課長)へ報告する。
- 事象発覚の経過を詳細に文章化し、まとめる。
- 警察等関係機関への対応(紛失届、盗難被害届 等)

2. 情報の共有化

- 臨時職員会議の開催(事象の共有化、搜索、注意喚起、保護者、外部対応の確認等)
- P T A等関係者への説明
- 児童・生徒、保護者への対応(保護者説明会の開催、児童・生徒集会の開催、家庭訪問等)
＜説明内容、会の進行について、欠席者への対応、会での想定Q A等)

説明内容

- ・ まず何をもって謝罪表明するのか(何が問題だったから謝罪するのかを明確に)
- ・ 紛失物の発見に全力をあげていることの説明
(誰が、いつ、どこを、どのように探したか等、具体的に)
- ・ 事象生起後、学校が取った対応(措置)について説明
- ・ 原因究明に取り組んでいることの表明
(何が問題だったから、どう改善、解消していくのかを明確に)
- ・ 再発防止策
(「〇〇対策委員会」を発足させることとした等、再発防止策を具体的な組織行動で示すこと)
- ・ 責任表明(学校としての責任を表明すること)

3. 外部対応

- マスコミ対応（窓口一本化、教育委員会との連携）
- 要望・苦情対応（保護者相談窓口の設置等）

4. 方向性

- これまでの取り組みの総点検
- 学校としての事後の対応及び今後の中・長期的な取り組みを検討

（2）再発防止の取り組み

- 幼児・児童・生徒に関する情報は、すべて個人情報であり、法令に基づく守秘義務及び保護の義務があることを意識化すること。
- いつ盗難に遭うかもしれないという危機管理の意識のもと、全教職員が個人情報の取り扱い・情報管理について正しい知識を持つこと。
- 個人情報管理に係る原則として、「不必要な個人情報は収集しない」「不要になった個人情報は速やかに破棄する」「校外へ持ち出さない」を徹底すること。
- 幼児・児童・生徒の電子データによる個人情報の管理・保管についての留意事項
 - ① 個人パソコンのハードディスク内に個人情報を保存しない。
 - ② コピーしたデータを使用して作業を行う場合は、校内で行い、校外への持ち出しは厳禁とする。
 - ③ 記憶媒体は、鍵のかかる場所に保管する。

町立学校及び幼稚園におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止に関する要綱

岬町教育委員会

(目的)

第1条 この要綱は、良好な就学環境の実現並びに教職員等の利益の保護及びその能率の発揮を目的として、児童・生徒及び教職員等の学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切に対応するための措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「セクシュアル・ハラスメント」とは、学校及び園における就学、就労等の関係においてなされる相手方の意に反する性的な言動で、行為者本人が意図すると否とにかかわらず、相手方を不快にさせる性的な言動をいう。
- (2) 「セクシュアル・ハラスメント」に起因する問題とは、児童・生徒及び教職員等がセクシュアル・ハラスメントのため、就学、職場環境が害されること及びセクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して、教職員等が勤務条件につき不利益を受けることをいう。
- (3) 「教職員等」とは、別表第1に掲げる者をいう。
- (4) 「職場」とは、教職員等がその職務に従事する場所をいい、出張先、その他教職員等が通常勤務する場所以外の場所においても、実質的に職場と同様の状況にある場所を含むものとする。

(教育委員会の責務)

第3条 教育委員会は、当該町立学校及び園の教職員等に対し、この要綱の周知・徹底を図らなければならない。

- 2 教育委員会は、セクシュアル・ハラスメントの防止等のため、当該町立学校及び園の教職員等に対し、必要な研修及び啓発活動を行うよう努めるものとする。

(校長及び園長の責務)

第4条 校長及び園長は、児童・生徒及び教職員等がその能率を充分発揮できるような就学、職場環境を確保するため、次の各号に掲げる事項に注意してセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、迅速かつ適切に対処しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、セクシュアル・ハラスメントに関し、教職員等の注意を喚起し、セクシュアル・ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- (2) 教職員等の言動に十分な注意を払うことにより、セクシュアル・ハラスメント又はセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が職場に生じることがないように配慮すること。

(教職員等の責務)

第5条 教職員等は、セクシュアル・ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、就学環境及び職場環境に及ぼす影響を十分認識し、防止に努めなければならない。

(相談窓口)

第6条 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）に対応するため、教育委員会、学校及び園において相談窓口を設置し、相談担当者を配置するものとする。

- 2 相談担当者は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 3 相談窓口においては、セクシュアル・ハラスメントによる直接の被害を受けた教職員等、児童・生徒及び保護者からだけでなく、他の者からの苦情相談にも対応するものとする。
- 4 相談担当者は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事

者に対する指導・助言等により、当該問題を適切かつ迅速に解決するよう努めなければならない。

- 5 相談担当者は、苦情相談の内容を相談整理簿（別記様式）に記録するとともに、次長及び校長又は園長に報告するものとする。
- 6 次長及び校長又は園長は、前項の報告を受けた場合、速やかに次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 事実関係の調査及び確認を行うこと。
 - (2) 関係者に対する必要な指導、助言等を行うこと。
- 7 次長は、苦情相談の内容又は苦情相談に係る解決の程度から判断して必要と認めるときは、次条に規定する苦情処理委員会の開催を要請するものとする。

（苦情処理委員会）

第7条 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対し適切かつ効果的に対応するため、次のとおり苦情処理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 委員会は、教育長を委員長とし、別表第3に掲げる者を委員として組織する。
- (2) 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- (3) 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。
- 2 委員会は、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談のうち、前条第7項の規定により委員会の開催を要請された事案について、関係者から事情の聴取を行い、その対応措置を審議し、関係者に対して必要な指導助言及び調整を行うものとする。
- 3 委員長は、必要な場合には委員以外の者に調査を依頼することができる。
- 4 前項の調査を依頼された者は、委員長の指示に基づいて事案の調査を行い、その経過及び結果について委員会において報告する。
- 5 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（対応措置）

第8条 岬町教育委員会（服務監督権者）は、委員会による事実関係の調査の結果、セクシュアル・ハラスメントの事実が確認された場合、加害者の教職員等及び所属長に対し、必要に応じた措置を講ずるものとする。

（プライバシーの保護等）

第9条 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に関与した相談担当者、委員等は関係者のプライバシーの保護に留意し、苦情相談を通じて知り得た秘密を厳守するとともに、関係者が不利益な取扱いを受けないように留意しなければならない。

（不利益取扱いの禁止）

第10条 教職員等、児童・生徒及び保護者は、苦情相談の申出を行ったこと又は証言を行ったことで不利益な取扱いを受けない。

（委任）

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

別表第1

校長、幼稚園長、教頭、主任、教諭、幼稚園教諭、養護教諭、事務職員、技師、講師、臨時講師、非常勤講師、非常勤(若年)特別嘱託員、校務員、調理員、用務員、町費臨時雇用員、町費嘱託員、英語指導助手（ALT）、スクールカウンセラー、
--

別表第2

【学 校】	校園長、校園長が指名した者
【教育委員会】	学校教育課長、指導課長、指導課参事、学校教育課長が指名した者

別表第3

(1) 教育次長	(2) 学校教育課長
(3) 指導課長	(4) 教育次長が指名した者

相 談 整 理 簿

相談日時	午前・午後 時 分から 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで			
相談者氏名		性別		年齢・学年
所 属 校	訪問・電話・その他 ()			
相談方法				
相談場所				
相談員氏名				
相談内容 (詳細については、別途添付すること)				
対応・結果				

職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針

岬町教育委員会

1. 趣旨

この指針は、非常勤教職員を含む岬町立小中学校すべての教職員の利益の保護及びその能力の有効な発揮を目的として、職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 基本的な考え方

職場におけるパワー・ハラスメントは、職務上の権限や指導的な立場を背景にした不適切な言動により、教職員の個人としての尊厳を不当に傷つけ、その能力の有効な発揮を妨げる。また、職場秩序や業務の遂行を阻害し、組織にとって大きな損失をもたらすものである。これは、経験等に差がある同僚どうしなどにおいても起こりうるものである。

岬町教育委員会においては、パワー・ハラスメントに関する教職員への啓発、研修及び相談体制の整備など総合的・組織的な対策を講じるとともに、校長等管理監督者はもとより、教職員一人ひとりが、パワー・ハラスメントについて基本的な認識をもって、すべての職場でパワー・ハラスメントのない快適な働きやすい職場環境づくりを進める。

パワー・ハラスメントについて

セクシャル・ハラスメントのような法律上規定された定義はないが、裁判事例等から「職場において、職務上の地位や影響力に基づき、相手の人格や尊厳を侵害する言動を行うことにより、その人や周囲の人に身体的・精神的な苦痛を与え、その就業環境を悪化させること」と言われている。

〈参考文献〉『パワハラって何?』財団法人21世紀職業財団（※詳細については、後掲〈参考〉参照）

3. 校長等管理監督者の責務

- (1) 校長等管理監督者は、自らの職務上の権限を認識し、パワー・ハラスメントに対する正しい認識を持ったうえで、普段から教職員とのコミュニケーションを大切にし、指導や助言にあたっては誤解や行き違いを生まないように十分留意すること。
- (2) パワー・ハラスメントの防止を図るため、職場研修等を通じ、日頃から所属教職員の意識啓発に努めること。
- (3) 職場環境を乱す、またはそのおそれがある言動を見逃さないよう十分に注意を払うこと。
- (4) 苦情・相談を受けたときは、相談者のプライバシーに十分配慮しながら、必要な調査を行い、事案の内容に応じて、迅速かつ適切に対応すること。また、相談等を行った教職員に対して不利益な取扱いを行わないこと。

4. 教職員が留意すべき事項

校長等管理監督者を含むすべての教職員は、自らの人権感覚をみがくとともに、お互いの人格を尊重し、良好な職場環境の維持に努めること。その上で、次の点に留意し、パワー・ハラスメント防止に努めること。

(1) パワー・ハラスメントを起こさないための留意事項

- ・パワー・ハラスメントは、これらを行っている教職員に自分がパワー・ハラスメントをしているという自覚がない場合があるという認識を持つこと。
- ・校務と関係のない、あるいは指導の範囲を超えた感情にまかせた言動は、パワー・ハラスメントになりうるという認識を持つこと。
- ・相手方が明確な拒否をしづらい立場にあるという認識を持つこと。

(2) パワー・ハラスメントに気付いたときの留意事項

- ・パワー・ハラスメントとみられる言動については、職場の構成員として注意を促すこと。
- ・被害を受けているケースを見聞きした場合には、声をかけて相談に応じること。
- ・パワー・ハラスメントに関する相談を受けた場合には、その信頼を裏切らないよう、問題の解決につながるような建設的なアドバイスをするよう心がけること。また、相談者の同意を得た上で、校長等管理監督者または他の相談窓口にご相談すること。

(3) パワー・ハラスメントを受けていると感じたときの留意事項

- ・パワー・ハラスメントを受けた場合には、一人で我慢せず、校長等管理監督者、職場の同僚や知人等、身近な信頼できる人に相談すること。
- ・職場内で解決することが困難な場合は、岬町教育委員会相談窓口（学校教育課）にご相談すること。なお、相談にあたっては、パワー・ハラスメントを受けた日時、内容等をできる限り具体的に記録しておくこと。

5. 教職員の育成

職務上の権限を持つ者や指導的な立場にある者は、パワー・ハラスメントの防止に努めつつ、組織運営上必要である場合には、以下の点に留意し、教職員に対して適切な指導や助言を行い、育成に努めるものとする。

- ①教職員を育成するという意識をもって指導すること。
- ②業務の方向性を示した上で指導すること。
- ③指導するタイミング、場所、方法など、状況に応じて適切に指導すること。

6. 相談について

パワー・ハラスメントの問題解決を迅速かつ適切に行える体制として、下記相談窓口を設置する。

相談を受けるにあたっては、相談者のプライバシーに十分配慮しながら、相談者の立場に立ち、受容・傾聴に心がけながら聞き取り等の必要な調査を行う。

相談窓口

- (1) 「ハラスメント専門相談」(大阪府教育センター)
 - ・相談者に対して、職場におけるセクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等に関する専門的なアドバイスを行う。
 - ・必要に応じて、岬町教育委員会学校教育課と連携し、組織的な対応を行う。
- (2) 校内相談窓口(校長等管理監督者を含む校内体制による窓口)
 - ・相談者に適切なアドバイスを行う。
 - ・必要に応じて関係者からヒアリングを行う。
 - ・必要に応じてハラスメント専門相談に相談を行い、アドバイスを受ける。
 - ・校長等管理監督者等は、必要に応じて岬町教育委員会学校教育課に報告を行うとともに、相談者へのケアおよび相手方への指導を行う。
- (3) 岬町教育委員会学校教育課
 - ・相談者に適切なアドバイスを行う。
 - ・相談を受けた場合、または学校から報告を受けた場合には、必要に応じて調査を行う。
 - ・調査によりパワー・ハラスメントと確認した場合、または必要があると判断した場合には、相談者へのケアおよび相手方への指導が行われるよう調整する。
 - ・必要に応じて、大阪府教育委員会に報告を行う。

相談のあり方

実際に相談を受けるにあたっては、次の点を念頭に置いて、迅速かつ適切に対応することが必要である。また、相談内容が他のものに見聞きされないようプライバシーを確保して相談を行うなどの配慮が必要である。

- (1) 相談を受ける側の基本的な心構え
 - ア 被害者を含む当事者にとって最善の解決策は何か(適切、効果的な対応は何か)という観点を常にもつこと。
 - イ 事態を悪化させないようにするために、迅速な対応を心がけること。
 - ウ 関係者のプライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守すること。
 - エ 自分の価値観を押し付けないこと。
- (2) 相談事務の流れ
 - ア 対応の時間的な余裕(緊急性)を確認する。
 - イ 相談者の求めるもの(今後の防止なのか、過去の言動に対する謝罪等の対応なのかといったこと)を把握する。
 - ウ 相談者の主張に真摯に耳を傾け丁寧に聴く。
 - エ 事実関係を正確に把握し、記録にとる。
 - [把握すべき事実関係]
 - ・当事者(被害者及び加害者とされる者)間の関係
 - ・問題とされる言動が、いつ、どこで、どのように行われたか

- ・ 相談者が加害者とされる者に対してとった対応
- ・ 相談状況

オ 事実関係を把握する上で必要な場合は、相談者の意向を確認したうえで、加害者とされる者からもヒアリングを行う。

カ 当事者間の主張に不一致がある場合などは、必要に応じ、他の者からヒアリングを行い、正確な事実関係の把握に努める。

キ 相談事案に関し具体的にとった措置について、相談者に説明する。

(3) 具体的な対応例

ア 相談者の同意を得て、加害者とされる教職員に対して校長等管理監督者等から指導するよう要請する。

イ 加害者に対して直接、指導する。あるいは被害者に対する謝罪を促す。

ウ 被害者に対して助言する。

エ 当事者間の斡旋を行う。

オ ケースに応じて人事上必要な措置を講じる。

附則 この指針は、平成22年12月1日から施行する。

パワー・ハラスメントについて

パワー・ハラスメントについては、セクシャル・ハラスメントのような法律上規定された定義はないが、裁判事例等から「職場においては、職務上の地位や影響力に基づき、相手の人格や尊厳を侵害する言動を行うことにより、その人や周囲の人に身体的・精神的な苦痛を与え、その就業環境を悪化させること」と言われている。

○「職場」とは

- ・職員が業務を行う場所のこと。職員が通常勤務している場所以外であっても、当該職員が業務を行う場所であれば「職場」に含まれる。
- ・勤務時間外の宴会、休日の連絡等であっても、実質上職務の延長線上で行われた場合にはこれに該当する。

【言動例】

- ・休日に電話をして、平日の仕事の失敗を長時間責める。
- ・私的な遊興のために、カラオケ店やゴルフ場への個人の車での送迎を強要する。

○「人格や個人の尊厳を侵害する言動」とは

(1) 言動の内容、程度

- ・刑法の暴行罪、脅迫罪に当たるものや、法に違反する行為の強制、強要は該当。
- ・相手の人格や尊厳を侵害する意図や苦痛を与える意図でなされた言動は該当。また、これらの意図がなくても該当する場合がある。

【言動例】

- ・間違いをすると「こんな間違いをするやつは死んでしまえ」、「役立たず、給料泥棒」などと暴言を吐く。謝っても許してくれず、むしろ「存在が目障りだ、おまえが居るだけでみんなが迷惑している。」など暴言を吐き続けることもある。

- ・業務上必要がない場合（合理的理由がない場合）や、必要な範囲を超える場合は問題となる。

【言動例】

- ・（業務上必要もないのに）「結婚指輪はずせ。」
- ・出身校など、学歴をバカにする。

- ・人格を非難、否定する内容の言動や身体に対して害悪を加える趣旨を含む発言は該当する。また、著しく粗野、乱暴な言動や執拗な（回数多、又は長時間）言動も問題となる。

【言動例】

- ・「バカかお前は。」「無能だ。」「役立たず。」などの言辞を用いて執拗に誹謗する。
- ・皆の前で起立させたまま、大声で叱責する。

(2) 言動の態様

- ・口頭での発言はもとより、電話、手紙、メール等を含む。
- ・攻撃的、脅迫的、悪意ある又は侮辱的な言動はもとより、相手を孤立させる、無視する、仕事を与えない、必要な情報を与えない等の行為を含む。

【言動例】

- ・合理性がないのに、理由も言わず提案や要望を握りつぶしたり、やり直しを何度も命じたりする。
- ・故意に、ありもしない悪いうわさを言いふらし、職員間の信頼関係を損ねる。

○「その人や周囲の人に身体的・精神的苦痛を与え」とは

- ・本人がその原因となった出来事をどのように受け止めたかではなく、多くの人が一般的にはどう受け止めるかという客観的な基準で評価する必要がある。
- ・また、直接の対象者のみならず、周囲の職員についても苦痛を与える場合、雇用不安を与える場合も含む。

【言動例】

- ・同僚への職務上の権限や職務上の立場のある人のパワー・ハラスメントが他の同僚の面前で行われるため、他の同僚も「次は自分が標的になるのではないか・・・」と萎縮する。

○「その就業環境を悪化させる」とは

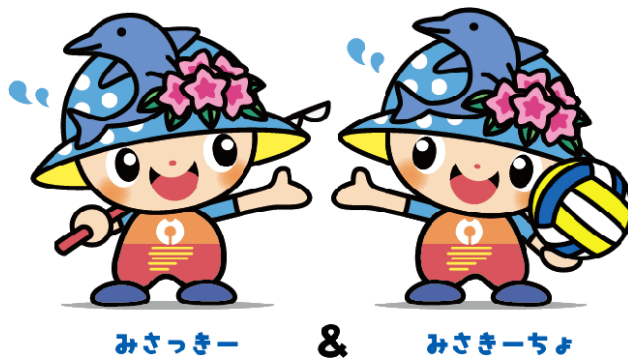
- ・その人や周囲の人々の職場環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、勤務する上で看過できない程度の支障が生じることをいう。

<参考文献>

『パワーハラって何?』財団法人 21 世紀職業財団

パワー・ハラスメント相談窓口

ハラスメント専門相談 (大阪府教育センター内)	TEL 06-6692-1849 (直通) ※毎月 第1～4水曜日 午後2～4時 (相談日が一部変更になる月があります)
岬町教育委員会 学校教育課	TEL 072-492-2719 (代表) E-mail gakkoukyouiku@town.misaki.osaka.jp



岬町教育委員会事務局

〒599-0392 大阪府泉南郡岬町深日 2000 番地の 1

電話：072-492-2719 FAX：072-492-5814

E-mail: gakkoukyouiku@town.osaka-misaki.lg.jp

<http://www.town.misaki.osaka.jp/kyouiku/>